



Title	「ロシア共和国民法典」邦訳(5)
Author(s)	五十嵐, 清; IGARASHI, Kiyoshi; 佐保, 雅子 他
Description	資料
Citation	北大法学論集, 18(4), 158-166
Issue Date	1968-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27869
Type	departmental bulletin paper
File Information	18(4)_P158-166.pdf



資 料

「ロシア共和国民法典」邦訳 (5)

五十嵐 清
佐 保 雅 子

第26章 消費貸借

第269条 消費貸借契約

- ① 消費貸借契約により、一方当事者（貸主）は相手方（借主）にたいし、金銭または種類の特徴により定められる物をその所有または業務管理下（第94条、第117条および第135条）に移転し、借主は貸主にたいし、同額の金銭または同種および同質の同数の物を返還する義務を負う。
- ② 総額50ルーブルをこえる消費貸借契約は書面の形式によりなされなければならない。
- ③ 消費貸借契約は金銭または物を引渡したときに締結されたも

のとみなされる。

第270条 消費貸借契約にもとづく利息

消費貸借契約にもとづく利息の徴収は、ソビエト連邦の立法により定められたばあい、または、社会的共済金庫および市営質屋の消費貸借業務にもとづくばあいにのみ許容される。

第271条 消費貸借契約の抗弁 (оспаривание)

- ① 借主は、金銭または物を現実に貸主から受領しなかったこと、または契約において約定されたよりも少額を受領したことを証明して、消費貸借契約の現実の履行がなかったことを理由に「当該の」契約につき争うことができる。
- ② 前項の場合において、消費貸借契約が書面の方式によりなさ

れなければならない(第269条)ときは、証人の供述により「消費貸借契約の」現実の履行がなかったことを理由に「当該の契約につき」争うことは許されない。たゞし刑法上罰せらるべき行為の場合にはこのかぎりでない。

第272条 銀行および国立労働貯金局の貸付業務

銀行および国立労働貯金局の貸付業務はソビエト連邦の立法により規制される。

第273条 質屋の貸付業務

① 市営質屋は、家庭日用品および個人的便益品の担保により保障される貸付金を市民に交付する(第192条―第202条)。

② 一人の者にたいして交付し得る貸付金の限度額、回数および貸付金の交付期間は、ロシア共和国閣僚会議によって承認される市営質屋の典型定款によりさだめられる。

第274条 社会的共済金庫および創作家同盟基金の貸付業務

① 重工場・軽工場および地方の労働組合委員会付設の社会的共済金庫は、労働者および事務員にたいして長期および短期の貸付金を交付する。コルホーズの共済金庫は、コルホーズ員にたいして、貸付金を交付する。創作家同盟基金は、文学および芸術活動家にたいして、貸付金を交付する。

② 勤労者代議員地区・市ソビエト執行委員会の社会保障部付設

の年金生活者共済金庫は、年金生活者にたいして、長期および短期の貸付金を交付する。

③ 貸付金交付の期間および条件は、社会的共済金庫の典型(模範的)定款および創作家同盟基金の定款によりさだめられる。

第27章 質 借

第275条 質貸借契約

質貸借契約により、質貸人は、質借人にたいし、質料を得て一時的利用のために財産を提供する義務を負う。

第276条 質貸借契約の方式

市民間における一年をこえる期間の財産の質貸借契約は、書面の方式により締結されなければならない。

第277条 質貸借契約の期間

① 質貸借契約の期間は一〇年をこえることはできない。
② 国家的・協同組合的および社会的機関相互間で締結される建造物または住宅以外の建物の質貸借契約の期間は五年、設備その他の財産の質貸借契約の期間は一年をこえることはできない。

③ 国家的・協同組合的および社会的機関により市民にたいして提供される家具・楽器・運動用具・乗用車および他の個人的便

益品の賃貸借契約（日用品賃貸借）の期間は、相当する日用品賃貸借典拠契約（第274条）によりさだめられた期間をこえることはできない。

④ 契約が前三項のさだめ「る期間」をこえて締結された場合には、「当該の」契約は、それぞれ一〇年、五年、一年または日用品賃貸借典拠契約によりさだめられる期間をもって締結されたものとみなされる。

第278条 期間のさだめない賃貸借契約

① 賃貸借契約が、期間をさだめることなく締結された場合には、かかる契約は不定期間をもって締結されたものとみなされる。「かかる場合には、」各当事者は、相手方にたいして一ヶ月たゞし建造物または住宅以外の建物については三ヶ月の期間をもって予告することにより、任意のときに契約を解除する権利を有する。

② 国家的・協同組合的および社会的機関相互間において期間をさだめることなく締結された賃貸借契約につき、両当事者がいずれも本法典第277条第2項においてさだめられた期間の経過前に契約を解除しない場合には、「当該の」契約は、かかる期間の経過以後に消滅したものとみなされる。

③ 期間をさだめることなく締結された日用品賃貸借契約は、相

当する日用品賃貸借典拠契約によりさだめられる期間をもって締結されたものとみなされる。

第279条 契約期間経過後の財産利用の継続

① 契約期間経過後において賃借人が財産の利用を継続している場合において、賃借人の側からする異議のないときには、契約は、不定期間をもって更新されたものとみなされる。「かかる場合には、」両当事者は、相手方にたいして一ヶ月たゞし建造物または住宅以外の建物については三ヶ月の期間をもって予告することにより、任意のときに契約を解除する権利を有する。

② 前項の規定は、国家的・協同組合的および社会的機関相互間の契約および日用品賃貸借契約には適用されない。

第280条 賃貸借契約更新についての社会的機関の優先権

賃貸借契約により引受けた義務を適正な方法で遂行した国家的・協同組合的および社会的機関は、契約の効力の消滅の後、他の者にたいして契約更新についての優先権を有する。

第281条 賃借人にたいする財産の提供

① 賃借人は、賃借人にたいし契約の条件および財産の用途（Zweckbestimmung）に即応した状態で財産を提供しなければならぬ。

② 日用品賃貸借契約を締結した機関は、賃借人立会の下で、賃

貸に供される財産に瑕疵のないことを検査しなければならぬ。

③ 賃貸人は、契約締結の際に予め告知した財産の瑕疵については責を負わない。

第282条 賃借人にたいする財産の不提供の効果

賃貸人が賃貸に供される財産を賃借人の利用のために提供しない場合には、賃借人は、賃貸人にたいして当該財産「の提供」(第211条) および履行の遅滞により惹起せしめられた損害の賠償を請求する権利を有し、もしくは、自己の側からする契約の解除および不履行により惹起せしめられた損害の賠償を請求する権利を有する。

第283条 賃借財産の利用

賃借人は、契約および財産の用法にしたがって財産を利用しなければならない。

第284条 賃貸に供された財産の維持 [«сохранение»] にかんする

賃貸人の義務

① 法律または契約により別段のさだめのない場合には、賃貸人は、賃貸に供された財産の大規模な修繕を自己の計算においておこなう義務を負う。

② 賃貸人が前項の義務を履行しない場合には、賃借人は以下の

権利を取得する。契約のさだめにより、または急迫した必要を

ともなう大規模な修繕をおこない、賃貸人から修繕の費用を徴取する権利もしくはこれを賃料と相殺する権利。契約を解除し(第290条) 不履行により惹起せしめられた損害の賠償を請求する権利。

第285条 賃借財産の維持にかんする賃借人の義務

賃借人は、賃借財産を瑕疵のない状態で維持する義務を負い、法律または契約により別段のさだめのない場合には、日常的修繕を自己の計算においておこない、財産維持「に要する」費用を支出しなければならない。

第286条 賃借財産利用の賃料

賃借人は、財産利用の賃料を適時に支払わなければならない。賃借人は、自己が責を負わない事情によって、契約によりさだめられた利用条件または財産の状態が本質的に悪化した場合には、賃料の相当な減額を請求することができる。

第287条 転賃借

① 賃貸に供された財産の賃借人による転賃借は、賃貸人の同意によってのみ許容される。

② 日用品賃貸借契約にもとづき賃借人に提供された財産の転賃借は許容されないものとする。

料

第288条 財産の他の所有者への移転の場合における賃貸借契約の効力の保持

① 賃貸に供されている財産の所有権が賃借人から他の者に移転した場合には、賃貸借契約は、新所有者にたいしてその効力を保持する。

② 賃貸借契約は、財産が一の国家的機関（賃借人）から他に移転した場合においても、その効力を保持する。

第289条 賃貸人の請求にもとづく契約の期限前の解除

以下の場合には、賃借人は、賃貸借契約の期限前の解除についての請求を裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所に提起することができる。

1 賃借人が、契約または財産の用法にしたがわずに財産を利用する場合。

2 賃借人が、故意または過失により、財産の状態を悪化させる場合。

3 賃借人が、支払い期限の満了の日から三ヶ月以内に、日用品賃貸借契約については一ヶ月以内に、賃料の支払いをなさない場合。

4 法律または契約により賃借人が大規模な修繕の義務を負っている場合には、賃借人が大規模な修繕をなさないととき。

第290条 賃借人の請求にもとづく契約の期限前の解除

① 以下の場合には、賃借人は、賃貸借契約の期限前の解除についての請求を裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所に提起することができる。

1 賃借人が、自己が義務を負っている大規模な修繕をなさない場合。

2 賃借人が責を負わない事情によって、財産が利用にたえない状態になった場合。

② 賃借人は、日用品賃貸借契約〔については、これ〕を任意のときに解除することができる。

第291条 賃借人への財産の返還

賃貸借契約が消滅した場合には、賃借人は、賃借人にたいして、賃借財産を、その受領時の状態で通常の損耗を考慮し、または契約により条件づけられた状態で返還しなければならない。

第292条 財産の悪化についての賃借人の責任

財産の悪化が賃借人によって放置されていた場合には、賃借人は、賃借人にたいしてその損害を賠償しなければならない。ただし、財産の悪化が賃借人の責によらずに発生したことが証明される場合はこのかぎりでない。

第293条 財産の改良

① 賃借財産の改良が賃貸人の許可をえておこなわれた場合には、賃借人は、この目的のために支出された必要費の償還を請求することができる。ただし、法律または契約により別段のさだめのある場合にはこのかぎりでない。

② 賃貸人の許可なしに賃借人によってなされた改良は、「当該の」財産を害することなく分離され、かつ、賃貸人がその価格の補償に同意しない場合には、賃借人により収去される。

② 賃貸人の許可なしに賃借人によっておこなわれ、「当該の」財産を害することなく分離され得ない改良「部分」の価格は償還されないものとする。

第294条 日用品賃借の典型契約

① 個々の種類の日用品賃借の典型契約はロシア共和国關係会議により承認される。

② 典型契約のさだめる条件から逸脱「するもの」で、利用者の権利を制限するものは無効である。

解説

一、消費貸借

新民法典第26章(第269条—第274条)は、消費貸借の制度にかんするものである。ここにおさめられた諸規定は一九二二年民法典(以下旧法という。)第208条—第219条の諸規定に相應するものであるが、新旧両制度は以下の二点において根本的な相違をしいてい

る。

まず第一に、新民法典第269条は目的物を借主の所有に移転する場合のみならず、業務管理下に移転する場合にも消費貸借契約の成立をみとめた。これは、銀行と融資をうける国家的機関の民事上の法律關係を疑問の余地のないものにしたという点で重要な意味をもつものである。

第二点は利息に関するものである。旧法は当事者の契約により利息をさだめ得るといふ原則を採用していたために、第212条—第216条を利息の請求、支払方法にかんする規定に充てていた。新民法典が、第270条所定の場合をのぞいて利息の付与を禁止したために、これらの規定は削除された。

また、旧法第209条は準消費貸借について規定していたが、新法

資 料

は第23条（債権総則。北法第17巻第4号参照）において、当事者の合意による債務の消滅につきさだめているところから、本章では重複した規定を避けている。

旧法と比較して新民法典の規定が条文の数において大はばに簡略化されたのは主として以上の理由によるものである。

契約の方式は、総額50ルーブルまで口頭による成立がみとめられる（第209条第2項）。したがって借主が契約の現実の履行を争う場合には、約定価格が50ルーブル未満のときは人証の方法がゆるされる（第211条第2項）。

消費貸借契約は引渡し時に締結されたものとみなされる（第209条第3項）。

旧法第218条および第219条は消費貸借の予約の方式および効力について規定していた。これは予約が履行されない場合における借主の損害賠償請求権の発生を予定するものであった。新民法典はこの規定も削除した。新法によれば、たとえば、一方当事者が銀行である場合にも、貸付金が現実に交付されたときにはじめて契約関係が発生することになる。融資をうける機関の申請書にたいする許可書が銀行から交付された段階では、行政法上の関係が当事者間において発生するのみであり、民事上の消費貸借契約は締結されていないわけである。

社会的共済金庫の貸付業務の場合には利息の徴収が認められ（第210条）、貸付金交付の期間および条件は典型定款によりさだめられる（第214条第3項）。労働組合付設の社会的共済金庫の典型定款第39—40節によれば、二ヶ月未満の短期貸付業務は無利息とされ、二ヶ月をこえる場合には毎月貸付総額の0.5%、遅滞の場合には遅滞総額の1%の利息がそれぞれ徴収されることになる。

二、賃貸借契約

第27章（第275条—第294条）は住宅以外の財産の賃貸借につき規定している。

旧法第152条—第179条は住宅とその他の財産とを区別することなく賃貸借にかんする規定をおいているが、新民法典は「基礎」の編別にしたがって、それぞれ独立した章を設けている。ソビエトにおいては、住宅について特殊な法律制度が採用されているが（たとえば所有権につき北法第17巻第1号参照）、住宅以外の財産についても、社会的フォンドの整備にともない、本章に規定されている日用品賃貸借のようになすぐれて社会主義的な制度がある。

(a) 賃貸借契約の方式および期間 市民間で締結される賃貸借契約は、一年をこえる場合には書面の方式によらなければならない（第216条）。この方式の不遵守は、第46条の効果を招来する。

この契約は、いかなる場合にも、〇年をこえることはできず（第277条第1項）、また社会主義的諸機関の間では五年が最高限である（同条第2項前段）。社会主義的諸機関の間における遊休設備の賃貸借は、これまで事実上ひんばんにおこなわれていたが新民法典は、これを一年の期間にかぎって肯定した（同条同項後段）。

家具・楽器その他の個人的便益品が社会主義的諸機関によって市民に貸出される場合には、日用品賃貸借典型契約（第294条）によりその期間がさだめられる（第277条第3項）。一九六五年一月一日ロシア共和国閣僚会議によって承認された典型契約によって、この期間は一年とさだめられている。ただし更新はさまたげられない。なお乗用車については、同様に期間は一年であるが、その延長は一ヶ月未満とされている。

第280条は、賃貸借契約から発生する義務を適正に遂行した社会主義的諸機関は賃貸借契約の更新について優先権をもつことをさだめている。これは、賃借人たる機関の活動の中断が経済的損失を惹起せしめる場合を考慮してもうけられた規定である。

(b) 当事者の権利および義務 日用品賃貸借契約の締結にあたっては、賃借人たる機関は賃借人たる市民の立会の下で賃貸物に瑕疵がないことを検査することを義務づけられている（第281条第2項）。しかしその際賃借人により明示された瑕疵については、

当該の機関は責を負わない（同条第3項）ことになっている。したがって、日用品賃貸借の場合には、瑕疵ある物が契約の目的物たり得ないという原則がそもそも適用されていないことに注意しなければならない。

賃借人は、その責によらない賃借物の価値の通減の場合には相当額の賃料減額請求権を有する（第286条）。賃借人は、当該の物にたいして所有権を継統しているのだから、危険を負担すべきであるという原則がここにいきているのである。賃借人が減額に応じない場合には、賃借人は、第290条第1項第2号により契約を解除することができると解されている。

旧法第168条によれば、賃借人は契約に別段のさだめないかぎり、賃借物の全部または一部を転貸する権利があるとされている。新民法典第287条は、この原則と例外を逆にして、挙証責任が転換されたわけである。

賃貸借契約は法定事由のあるばあいのみ当事者の一方からの訴訟上の請求により解除され得る（第289条および第290条）。ただし、日用品賃貸借契約は、賃借人により任意のときに解除されることができ（第290条第2項）、この場合には訴訟上の請求はゆるされない。

旧法第178条は、賃借人の家族、使用人等が賃借物にたいして与

料 資

えた損害についての賃借人の賠償責任を規定していた。この規定は解除されたが、第292条により賃借人が立証すべき帰責事由の不在は、このような人々のそれをも含むと解し得るのである。

「基礎」第55条にしたがって、新民法典は第294条において、ロシア共和国関係会議が、日用品賃貸借について個々の種類ごとに典型契約を承認する権限を有することをさだめている。利用者の権利の制限は、典型契約のさだめを逸脱した限度において無効とされる（同条第2項）。